

逸失利益算定における 中間利息控除割合の合理性(1)

—最高裁平成17年6月14日判決を契機として—

岡本友(智)子

- I はじめに
- II 最高裁平成17年6月14日判決以前の状況
 - 1 被害者側の主張
 - 2 裁判所の判断(以上本号)
 - 3 学説
- III 最高裁平成17年6月14日判決以降の状況
- IV 考察
- V おわりに

I はじめに

周知のように、現在の裁判実務によれば、人身侵害による損害賠償の中心は逸失利益であり、加害行為がなかったならば被害者が将来得るであろう収入額を推計し計算してきた。具体的には、被害者の事故当時の年収を基礎に、生活費を控除して年間の純所得を確定し、これに統計による稼働可能年数を乗じて得べかりし利益の総額を算出する。将来の得べかりし利益を現時点で取得するため、さらに中間利息を控除するという方法がとられた⁽¹⁾。この中間利息の控除方法については、かつてホフマン方式かライブニッツ方式かという争いはあった⁽²⁾ものの、中間利息の控除割合年5パーセントという数値自体は、ほとんど所与のものとして取り扱ってきた。

かつて、昭和40年代半ばから同60年代初めの高度経済成長期に、未成年

子の交通事故死による逸失利益の算定において将来の賃金上昇や物価上昇といった成長要因を考慮すべきであるというベースアップ算入論・インフレ算入論が原告側から主張されたことがあった。その際、所得の成長率と5パーセントの割引率(利子率)との関係が問題となり、中間利息の控除率の認定やそもそも中間利息控除の意義自体が争点となった。成年に達した有職者と比べて、未だ就労をしていない未成年子の場合、就労開始から稼働可能期間の終了まで50年近くあり、中間利息の控除率を何パーセントにするかにより未成年子の逸失利益額に大きな差が生じるため、とりわけこの問題の影響が大きい⁽³⁾のである。そこで、かつてあまり議論されることのなかった中間利息控除の意義や、法定利率を中間利息の割引率(利子率)とする根拠・妥

(1) 周知のように、かつて逸失利益の算定方法の主流は、(1) 東京地裁方式(賃金センサスの男女別全年齢平均賃金を基礎に中間利息をライブニッツ方式により控除する方式)、及び(2) 大阪地裁方式(同じく男女別18歳~19歳の初任給を基礎に中間利息をホフマン方式により控除する方式)であった。最高裁は、(1)、(2)のいずれの算定方式も、特に理由を示すことなく不合理なものとはいえないとして、逸失利益の算定方法を原審の裁量に委ねていた(最判昭和53年10月20日民集32巻7号1500頁、最判昭和54年6月26日交通民集12巻3号607頁、最判平成2年3月23日判時1354号85頁、最判平成8年1月18日自動車保険ジャーナル1141号2頁)。その後、東京・大阪・名古屋の3地裁民事交通事故専門部が、逸失利益の算定方法を2000年1月1日から東京地裁方式に統一する旨公表し、算定方式の違いによる逸失利益額の格差を是正した(井上繁規・中路義彦・北澤章功「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」判時1692号162頁以下(2000年)、倉田卓次・佐々木一彦・松居英二「交通事故の逸失利益に係る算定方式の統一について」ひろば2000年1月号58頁以下)。なお、拙稿「第四章 人身侵害・特許権侵害をめぐる損害賠償額の算定」【21世紀の民法学】(成文堂、2001年)73頁以下、特に76~79頁参照。

ちなみに、現在の実務で行われている未成年者の死亡による逸失利益の算定方法に対する根本的批判として、拙稿「未成年女子の生命侵害に基づく損害賠償論—史的展開と近時の理論動向—」石田喜久夫先生古稀記念「民法学の課題と展望」(成文堂、2000年)707頁以下参照。

(2) 加賀山茂・竹内尚寿「逸失利益の算定における中間利息控除方式の問題点について」判タ714号17頁以下(1990年)参照。

当性について若干の検討を行った⁽⁴⁾。

近時、交通事故だけでなく労災・医療過誤などの事故類型においても、不況下における低金利状態を反映し、損害賠償請求訴訟において中間利息の控除割合を法定利率年5パーセントとするのが相当であるか否かを争う事件が増えてきた。ところが最近、未成年子の交通事故死による逸失利益の算定に当たり年3パーセントによる中間利息控除をすべきとした原審に対して、最高裁平成17年6月14日判決民集59巻5号983頁は、「損害賠償額の算定に当たり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中

- (3) 二木雄策『交通死一命はあがなえるか』(岩波書店, 1997年) 157頁・「表7-1 割引率と割引係数」によると、割引方法・被害者の年齢によって結果は異なるが、割引率が2%であればライブニッツ係数(したがって逸失利益)は5%の場合の1.7倍から2.5倍になり、成長率が金利よりも1%だけ高い(すなわち割引率は1%)とすればこの格差は大きくなり、ライブニッツ係数では最大7.5倍にもなっている。「この数値は所得の成長を度外視し、5%という法定割引率を機械的に適用するという方法が被害者にとっていかに不利なものであるかを示している。」(157頁) See also, R. POSNER, *ECONOMIC ANALYSIS OF LAW*, § 6.11 (3ded. 1986); S. SPEISER, *RECOVERY FOR WRONGFUL DEATH AND INJURY: ECONOMIC HANDBOOK*, ch 3 (3ded. 1988).

また、井上繁規「逸失利益の算定における中間利息の控除割合」金商1104号2頁(2000年)によると、18歳の男子が平成10年に死亡した場合の逸失利益につき、18歳から67歳までの49年間、男子全年齢平均賃金年額569万6800万円を基礎に、生活費を50%控除し、ライブニッツ方式により中間利息を控除して算定した場合、中間利息の利率を年5%とすると約5175万円、年4%とすると約6078万円と約903万円増加し、年3%とすると約7263万円となり約2088万円増加する。

さらに、最高裁平成17年6月14日判決民集59巻5号983頁の第1審及び原審によると、9歳男子の死亡逸失利益額は、18歳から67歳までの49年間、平成13年賃金センサス男子全年齢平均賃金年額569万9100万円を基礎に、生活費を50%控除し、ライブニッツ方式により中間利息を控除して算定した場合、中間利息の利率を年3%とすると5530万3262円、年5%とすると3313万8897円であり、この差額は2216万4365円となる。

- (4) 拙稿「損害額算定における中間利息控除の意義に関する一考察」西原道雄先生古希記念論文集『現代民事法の理論下巻』(信山社, 2002年) 221頁以下。

間利息の割合は、民事法定利率によらなければならない」旨判示し、最高裁判所として初めて明確な態度を示した。

以下では、この最高裁平成17年6月14日判決を契機として、改めて死亡や後遺障害による逸失利益や介護費用など口頭弁論終結時以降の将来給付が問題となる場合に、中間利息の控除割合を低減する原告側の主張とこれに対する判決や学説を分析し、中間利息控除割合の合理性について考察することにした。

II 最高裁平成17年6月14日判決以前の状況

1 被害者側の主張

被害者側は、逸失利益の算定における中間利息の控除割合を、年1パーセント⁽⁵⁾、年1.5パーセント⁽⁶⁾、年2パーセント⁽⁷⁾、年3パーセント⁽⁸⁾、年4パーセント⁽⁹⁾にすべきである、あるいは年5パーセントは相当ではない⁽¹⁰⁾旨

(5) たとえば、大阪地判平成12年11月21日自保ジャーナル1389号6頁の原告の主張。

(6) たとえば、大阪地判平成12月8月25日自保ジャーナル1380号7頁の原告の主張。

(7) たとえば、津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁、大阪地判平成12年9月14日自保ジャーナル1380号6頁、大阪地判平成13年1月25日自保ジャーナル1409号3頁、神戸地判平成13年6月29日自保ジャーナル1412号3頁、津地熊野支判平成12年12月26日自保ジャーナル1380号5頁、津地四日市支判平成13年9月4日自保ジャーナル1412号1頁の原告の主張。

(8) たとえば、千葉地判平成10年12月25日判時1726号142頁、交通民集31巻6号1981頁、東京地判平成11年5月19日交通民集32巻3号785頁、東京地判平成12年4月20日判時1708号56頁、交通民集33巻2号717頁、東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁、東京地判平成13年4月11日自保ジャーナル1412号2頁、長野地諏訪支判平成13年7月3日自保ジャーナル1412号1頁の原告の主張。札幌地判平成15年11月26日民集59巻5号1032頁（最判平成17年6月14日判決の第1審）の原告、札幌高判平成16年7月13日民集59巻5号1054頁（最判平成17年6月14日判決の原審）の控訴人の主張。

主張する。

そこで、被害者側の論理をみてみると、たとえば、「現在の経済状況（とりわけ金利水準）を考慮することなく、法定利率により中間利息を控除することは、加害者である被告らを不当に利することになり、原告らに極めて不利である。」（横浜地判平成12年6月27日交通民集33巻3号1043頁）。「中間利息の控除割合を年五パーセントとするのは単なる慣習にすぎず、本来、理論的かつ実証的な考察に基づいて控除利率を決すべきである。」として、「本件の逸失利益を算定する際に基礎収入として用いる貸金センサスの数値は経済成長に伴い一定の名目成長率で上昇していくと考えるべきであるから、死亡当時の貸金センサスに基づく名目所得を基礎として名目利子率により中間利息を控除して逸失利益を算出する場合には、名目利子率から名目成長率を差し引いた利率によって中間利息を控除するのが相当である。そして、将来所得の割引きは現有資金を適当な利率で運用することができることを前提とするものであるから、平均的な被害者又はその家族が通常の方法で運用できるとの意味で、名目利子率としては定期預金の金利を用いるのが相当である。」（東京地判平成12年4月20日判時1708号56頁、交通民集33巻2号717頁）。あるいは「法律に規定がない以上、裁判所は、日本経済の置かれている状況などの現実をしっかりと踏まえ、何パーセントの利子率を用いて将来の所得を現在の価値に換算するのが妥当かという点について判断することが求められている。」（横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁）。「被害者の将来にわたる稼働収入相当損害額の現在価値を算定する

-
- (9) たとえば、横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、東京高判平成12年3月22日判時1712号142頁、交通民集33巻2号445頁の原告・控訴人の主張。
- (10) たとえば、東京地判平成12年2月28日交通民集33巻1号318頁、京都地判平成12年3月23日交通民集33巻2号576頁、名古屋高判平成12年6月21日自保ジャーナル1374号3頁の原告・控訴人の主張。

場合における中間利息控除率は、物価及び賃金の各変動から導かれる経済成長率と名目金利との差である実質金利に基づくものであるべき」ところ、「訴訟の場において、実質金利を定める場合、前提となる基礎収入を裁判時点に固定することとの均衡上、実質金利についても裁判時点までの実質金利をもって判断すれば足りるというべきである。」(最判平成17年6月14日判決民集59巻5号983頁)。

以上を前提に、中間利息の控除割合を法定利率年5パーセントより低くする理由として、被害者側は、(1)「一年物の定期預金の金利、消費者物価指数騰貴率、賃金上昇率についての平均値、公定歩合の金利、現在の市場金利の実態(極めて低金利)、大口定期預金の金利の平均値、家計資産運用に関する行政府の見解、家計資産の収益率、その他の事情を総合して実証的に考察」したこと(前掲東京地判平成12年4月20日)、(2)「公定歩合が、平成三年一二月三〇日に年五%を切って以来年々低下し、平成七年九月以降現在まで四年以上にわたって年0・五%を続け、それを受けて銀行金利も低下し、近年の銀行金利が1%未満で推移しており、このような状況は今後相当年数続くことが見込まれる」こと(名古屋高判平成12年6月21日自保ジャーナル1374号3頁)、あるいは(3)「近時のゼロ金利政策の下では、預金の金利が5%の金融機関は存在しておらず、最も有利な元金1000万円以上に適用される10年の大口定期預金でさえも金利は年2%を切り、最新の金利情報によれば、平成一二年五月一五日現在、大口定期預金の金利は更に低額化し、全国最高でも0・8%で、全国平均は0・六六%である。また、利付き国債10年(第二二二回)五月発行は、利回りが一・六八%と2%以下の利回りしか期待できない。そして、日本銀行のゼロ金利政策が今後も長期的に続くことはある程度の確実性をもって予測することが可能である」こと(津地熊野支判平成12年12月26日自保ジャーナル1380号5頁)、(4)「現在のような超低利水準は、既に成熟した日本経済の状態からして、将来にわたって相当期間継続することが極めて高い蓋然性をもって予測できる」こと。(東京高

判平成12年3月22日判時1712号142頁, 交通民集33巻2号445頁), (5)「現在の金利水準からすると, 損害賠償金を年五パーセントで運用することは不可能であり, 金利水準が年利五パーセントに上昇し, それが継続する可能性もほとんどない」こと(前掲横浜地判平成一二二年六月二七日), (6)「過去の統計等によれば, 実質金利が年3パーセントを超えたことは一度もないこと」(最判平成17年6月14日の原審札幌高判平成16年7月13日民集59巻5号1054頁)等, を挙げている。

したがって, 「このような合理性ある予測は逸失利益の算定において斟酌されなければならない」のである(前掲横浜地判平成12年5月11日)。具体的には, たとえば, 前掲横浜地判平成12年5月11日の原告らは, 九歳の女兒が死亡した事案で, 「現在のような低金利が七年間続き, その間の平均金利がこの三年間の中間値である0・二五パーセントであったとすれば, それ以降三五年間にわたって, 金利が五パーセントに上昇したとしても, 全就労期間平均金利は三・九四パーセントとなるのであるから, 年利四パーセントの割合で控除すべきであるとの原告らの主張は事実在即した部分を持つ極めて控え目なものである」と主張する。また, 前掲札幌高判平成16年7月13日の第1審原告らは, 九歳男児の死亡について, 過去の統計等によれば, 実質金利が年3パーセントを超えたことは一度もないことに照らすと, 「将来の損害についての算定方法として控え目に認定をせざるを得ないとしても」, 「中間利息の控除率は年3パーセントとするのが相当である」と主張する。

つづいて, 中間利息控除率を5パーセントとする実務慣行については, 「多数の交通事故損害賠償事件における『法的安定性の維持』, 『民事法定利率が5パーセントである』, 『破産法等が中間利息について年5パーセントの控除を定めている』, 『交通事故の損害金元本に付される遅延損害金の率が年5パーセントである』といったことがらを論拠としていることは, 将来の収入を失った者の逸失利益の現在価値を経済的に求めるという中間利息控除の

考え方自体にそぐわない」(前掲札幌高判平成 16 年 7 月 13 日)と批判する。

また、中間利息と民事法定利率の関係について、「民事法定利率は、元本に対する法定利率であり、それは名目利率を基礎に認定されたもの」であるが、「本件で問題とされているのは、基礎収入を裁判時に固定した上で、将来の逸失利益の現在価値を算定する場面における中間利息控除率であるから、名目利率又はそれに基づく法定利率を適用することの必然性や合理性は認められない。」(前掲札幌高判平成 16 年 7 月 13 日)と論じる。

破産法等他の法律との関係については、「それらが弁済期未到来の債権について上乘せされている将来利息分を控除して現在額を算定するための方法」であるのに対し、「本件で問題とされているのは既に履行期が到来して遅滞に陥っている損害賠償債権」であり、かつ「その損害(逸失利益)にはそもそも将来分の利息・損害金の上乗せはされていない」から、「逸失利益算定において上記破産法等の規定を援用することは不合理である」(前掲札幌高判平成 16 年 7 月 13 日)。

中間利息と遅延利息との関係については、「逸失利益を算定するための中間利息の控除率は、現在受け取った金額を就労終期までにどれだけの利回りで運用することができるかという将来の経済事象に関するものであるのに対し、遅延損害金は、不法行為が発生した時点において支払われるべき賠償金を加害者が支払わなかったことに対するペナルティーであり、両者はその性質を全く異にするから、中間利息の控除を遅延損害金と同じ割合で行う論理的必然性はな」い(前掲東京高判平成 12 年 3 月 22 日)と反論する。

さらに、中間利息とインフレ算入の関係についても、「逸失利益の算定の実務においては、戦後日本において一貫して物価が上昇して来たにもかかわらず、将来にわたる物価上昇の蓋然性が全く考慮されていない不合理さにも注意しなければならない」(前掲横浜地判平成 12 年 5 月 11 日)として、「経済統計年報」によれば、全国勤労者所帯の可処分所得や消費者物価指数は戦後日本において一貫して上昇してきたが、「逸失利益の算定にあたり、イン

フレ加算しない一方で中間利息を年五パーセントで控除することは逸失利益の額を極端な低額に押し止めるものであり、その不合理性は顕著である」(前掲横浜地判平成12年5月11日)と主張する。

要するに、被害者側は、中間利息の控除割合を年5パーセントよりも低くすべき理由として、第1に、わが国の現在の経済状態⁽¹¹⁾、第2に、当事者の公平や損害の公平な分担という理念⁽¹²⁾、第3に、中間利息と遅延利息との性格の違い⁽¹³⁾を挙げている。すなわち、現在のわが国の預金金利の実情などに鑑み、現在の低金利の現状からすれば、年5分の法定金利は高く、国民生活から乖離し実態に即しておらず、長期的に年5パーセントを大幅に下回る実質金利しか期待できない。当事者の公平という観点から、利率は年1～3パーセントを超えないものと考えらるべきである。遅延損害金と中間利息控除とは性格が異なるので、前者が法定利率によっても後者は法定利率による必要はないことになる。

-
- (11) 東京地判平成11年5月19日交通民集32巻3号785頁、津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁、東京地判平成12年2月28日交通民集33巻1号318頁、京都地判平成12年3月23日交通民集33巻2号576頁、東京地判平成12年4月20日判時1708号56頁、交通民集33巻2号717頁、名古屋高判平成12年6月21日自保ジャーナル1374号3頁(津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁の控訴審)、大阪地判平成12年8月25日自保ジャーナル1380号7頁、東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁(長野地諏訪支判平成12年11月14日自保ジャーナル1380号8頁の控訴審)、東京高判平成12年3月22日判時1712号142頁、交通民集33巻2号445頁、津地熊野支判平成12年12月26日自保ジャーナル1380号5頁、の各判決の原告・控訴人の主張。
- (12) 千葉地判平成10年12月25日判時1726号142頁、交通民集31巻6号1981頁、大阪地判平成12年11月21日自保ジャーナル1389号6頁、東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁(前掲長野地諏訪支判平成12年11月14日の控訴審)の原告・控訴人の主張。
- (13) 東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁(前掲長野地諏訪支判平成12年11月14日の控訴審)、東京高判平成12年3月22日判時1712号142頁、交通民集33巻2号445頁の控訴人の主張。

2 裁判所の判断

(1) 否定例⁽¹⁴⁾

多くの裁判所は、中間利息の控除割合として民事法定利率年5パーセントを堅持する。たとえば、最判平成12年7月17日自保ジャーナル1380号1頁は、中間利息の控除割合を法定利率年5パーセントよりも低くすることを斥けた原審を支持し、被害者側からの上告受理の申立てを受理せず、上告棄却とした。

特に、前掲最判平成17年6月14日は、「我が国では実際の金利が近時低い状況にあることや原審のいう実質金利の動向からすれば、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は民事法定

(14) たとえば、千葉地判平成10年12月25日判時1726号142頁、交通民集31巻6号1981頁、東京地判平成11年5月19日交通民集32巻3号785頁、前橋地太田支判平成11年6月16日判時1712号147頁、交通民集33巻2号453頁、東京高判平成11年7月19日自保ジャーナル1380号1頁(千葉地判平成10年12月25日の控訴審)、津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁、東京地判平成12年2月28日交通民集33巻1号318頁、京都地判平成12年3月23日交通民集33巻2号576頁、東京地判平成12年4月20日判時1708号56頁、交通民集33巻2号717頁、横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁、名古屋高判平成12年6月21日自保ジャーナル1374号3頁(津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁の控訴審)、横浜地判平成12年6月27日交通民集33巻3号1043頁、最判平成平成12年7月17日自保ジャーナル1380号1頁(千葉地判平成10年12月25日判時1726号142頁の上告審)、大阪地判平成12年8月25日自保ジャーナル1380号7頁、東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁(東京地判平成12年4月20日判時1708号56頁の控訴審)、大阪地判平成12年9月14日自保ジャーナル1380号6頁、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、大阪地判平成12年11月21日自保ジャーナル1389号6頁、東京高判平成13年1月31日自保ジャーナル1389号3頁(横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁の控訴審)、大阪地判平成13年1月25日自保ジャーナル1409号3頁、東京地判平成13年4月11日自保ジャーナル1412号2頁、東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁(長野地諏訪支判平成12年11月14日自保ジャーナル1380号8頁の控訴審)、神戸地判平成13年6月29日自保ジャーナル1412号3頁。

利率である年5%より引き下げるべきであるとの主張も理解できないではない。」としながら、以下のとおり判示し、中間利息の控除割合を3パーセントとした原判決を破棄差戻しとした。

「民法404条において民事法定利率が年5%と定められたのは、民法の制定にあたって参考とされたヨーロッパ諸国の一般的な貸付金利や法定利率、我が国の一般的な貸付金利を踏まえ、金銭は、通常の利用方法によれば年5%の利息を生ずべきものと考えられたからである。そして、現行法は、将来の請求権を現在価額に換算するに際し、法的安定および統一的处理が必要とされる場合には、法定利率により中間利息を控除する考え方を採用している。例えば、民事執行法88条2項、破産法99条1項2号、民事再生法87条1項1号、会社更生法136条1項1号、2号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価額に換算することを規定している。損害賠償額の算定にあたり被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するについても、法的安定および統一的处理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる。このように考えることによって、事案ごとに、また、裁判官ごとに中間利息の控除割合についての判断が区々に分かれることを防ぎ、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防も図ることができる。上記の諸点に照らすと、損害賠償額の算定にあたり、被害者の将来の逸失利益を現在価額に換算するために控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならないというべきである。」

要するに、最判平成17年6月14日が中間利息の控除割合を法定利率年5パーセントとする理由として、第1に、民法404条の沿革的理由、第2に、民法以外の法律の議論、第3に、法的安定および統一的处理の必要性、第4に、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争の予防、を挙げている。

このような論理構成は、下級審裁判所において顕著にみられる。すなわち、

「逸失利益の算定における中間利息の控除は、被害者が将来の一定の時点で受けるべき利益（金員）を被害者の死亡時点等における現価として算定するために、当該将来の時点までの一般的な運用利益に相当する金員を控除する趣旨のものであるから、その場合の控除割合を、利息を生ずべき金銭債権につき別段の意思表示がない場合に元本に附帯する旨法定されている利率（民法四〇四条）や、金銭債務の不履行に伴う損害賠償として元本に附帯する旨法定されている遅延損害金の利率（同法四一九条、四〇四条）と同一のものとしなければならない必然性があるものということとはできない⁽¹⁵⁾。」（前掲東京地判平成12年4月20日）としつつ、公平の観念から一緒の扱いをすべき旨論じた。「民法の制定当時、右の各利率が年五分と定められたのは当時の我が国及び諸外国の一般的な貸付金利や法定利率などを参考にした結果であって、その割合を定めるに当たり一般的な運用利益が考慮されている点においては、中間利息の控除の問題と共通する背景があり、民法の右各規定は、その制定当時から現在に至るまで改正されていない⁽¹⁶⁾」（前掲東京地判平成12年4月20日）。「利率が年五%と定められたのは、民法制定当時のヨーロッパ各国及び我が国の一般的な貸付金利が五%であったことを踏まえて、金員の一般的な運用利率を長期的に展望したことによるものあり（穂積陳重政府委員の答弁を参照）、金利動向の短期的な変動によって頻繁に利率を変更することが予定されているものではないが、法定利率と実際の金利情勢との著しい乖離が長期間継続することが見込まれる場合には、法定利率を変更することも考慮されるべきである。しかし、そのためには民法四〇四条の改正という立法上の手当がされる必要がある。」（東京高判平成13年6月

(15) 同旨、東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、東京地判平成13年4月11日自保ジャーナル1412号2頁。

(16) 同旨、東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、東京高判平成13年6月13日判時1752号44頁（長野地諏訪支判平成12年11月14日自保ジャーナル1380号8頁の控訴審）。

13日判時1752号44頁)。

また、「将来の請求権の現価評価に関する現行法の規定について見ると、例えば、破産法四六条五号は、破産宣告後に弁済期が到来する無利息債権につき『破産宣告の時より期限に至る迄の法定利率による元利の合計額が債権額となるべき計算により算出せられる利息の額に相当する部分』をもって劣後的破産債権とし、会社更生法一一四条、和議法四四条ノ二及び民事再生法八七条は、これらの法律に基づく各手続の開始後に期限が到来すべき期限附債権で無利息のものの債権額の評価につき、いずれも、各手続開始の時から期限に至るまでの債権額から控除するものとしていることに照らすと、将来の請求権の現価評価に当たっては、法定利率による中間利息の控除をすることをもって公平に適うものとするのが、現行法の一般的な考え方である⁽¹⁷⁾」(前掲東京高判平成12年9月13日)と論じる。

次に、裁判所は、「わが国の金利動向については、昭和六一年頃までは長期間にわたり定期預金の年利率が五パーセント前後の水準で推移してきたところ、最近の約一〇年間は顕著な低金利の状態が続いていることが公知のところである⁽¹⁸⁾。」(東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁)、「近時の公定歩合や市場金利は、非常に低い水準で推移しており、平成九年ごろからは郵便局の定額貯金や銀行の定期預金の利率は年一%を下回る状況が続いている。このような状況は当分解消される見込みが乏しいことは原告らの主張どおりである⁽¹⁹⁾」(大阪地判平成12年11月21日自保ジャーナル1389号6

(17) 同旨、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、大阪地判平成13年1月25日自保ジャーナル1409号3頁。

(18) 同旨、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、大阪地判平成12年8月25日自保ジャーナル1380号7頁、22東京高判平成13年1月31日自保ジャーナル1389号3頁(横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁の控訴審)、横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁。

(19) 同旨、名古屋高判平成12年6月21日自保ジャーナル1374号3頁、大阪地判平成12年8月25日自保ジャーナル1380号7頁。

頁)、「バブル崩壊により、平成七年以降は、全国銀行の貸出約定金利は二%台で終始し、長期の定期預金金利も一%を下回るなど低金利の状況となっており、かつての高度成長の時期あるいはバブル景気の時期とバブル崩壊後とはその金利情勢が著しく異なる様相を呈している」、「そうすると、現状では被害者が受け取った賠償金を現実に運用しても、その運用利率が年五%に達することは困難であるから、このような状況の下においては、この控除すべき中間利息の割合を民事法定利率である五%より引き下げるべきではないかとの疑問を生じ」、「そのような主張も十分理解し得る」(前掲東京高判平成13年6月13日)と認める。それとともに、「逸失利益の算定における中間利息の控除と遅延損害金の利率は直接の関連性がないことを考えると、現在の金利の実情も考慮して控除すべき利率を認定する必要がある」(大阪地判平成12年8月25日自保ジャーナル1380号7頁)と論じる。

ところが、裁判所は、現在の低金利が長期にわたり継続するか予測が困難であるという論理を続けて展開する。「いわゆる戦後である昭和二〇年一〇月以降をとってみても、公定歩合が年五%を上回っていた時期の方が年五%を下回っていた時期より長く、この三〇年間をみても、昭和五〇年前後や昭和五五年前後の数年間は公定歩合が年六%を超え、一時的には年九%に達する時期があったことが認められるのであるから、公定歩合及び銀行金利等が今後も長期間低水準で推移するかどうかについてはなお予見し難い面があるというほかない⁽²⁰⁾。」(前掲名古屋高判平成12年6月21日)。あるいは「最近の約一〇年間は低金利の状況が続いているものの、それ以前の昭和四七年から同六一年までの一五年間の定期預金の金利の平均は年五パーセントに近い水準で推移しており、この間を一年毎にみる限り、定期預金の金利が年五パーセントを下回っていたのはわずかに四年しかない⁽²¹⁾。」(前掲東京地判平成12年4月20日)。「かかる状態は、いわゆるバブル経済の崩壊に伴いわが

(20) 同旨、大阪地判平成12年11月21日自保ジャーナル1389号6頁。

国に現在生じている特異な現象と見ることのできるものであるから、将来にわたりかかる状態が永續することものと判断することはできない⁽²²⁾。」(前掲東京高判平成12年9月13日)。「むしろ過去の金利の動向に照らせば、最近の低金利こそ異常事態であって年五%程度の利率が通常であるということもでき」、「このような市場金利の長期的な動向に鑑みると、短期的にはともかく、本件のように逸失利益の算出時期がほぼ半世紀にわたるような場合には、現在の低金利を前提に中間利息控除の利率を定めることはむしろ適切とはいえない。」(前掲大阪地判平成12年11月21日)。

さらに、「物価の変動は種々の政治的、経済的、社会的要因によって影響を受けるものであるから、将来の物価の変動を予測するには困難を伴う⁽²³⁾」(東京地判平成12年2月28日交通民集33巻1号318頁)上、「本件のように、約四〇年という長期間にわたる逸失利益を算定するに際し、その間の貸付金利や定期預金の金利の推移を、客観的かつ高度の蓋然性をもって予測することは困難である⁽²⁴⁾。」(前掲東京地判平成12年4月20日)、「長期間にわたる経済成長率を予測することは困難であるし、その間において従来平均的な経済成長が期待しうることを認めるに足る証拠もないから、逸失利益を算定するに際して、中間利息の控除割合を、定期預金の金利などから名目経済成長率を控除した割合とすることは、相当ではない」とする(前掲東京地判平成12年4月20日)。

(21) 同旨、東京地判平成11年5月19日交通民集32巻3号785頁、前橋地太田支判平成11年6月16日判時1712号147頁、交通民集33巻2号453頁、津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁、東京地判平成12年2月28日交通民集33巻1号318頁、京都地判平成12年3月23日交通民集33巻2号576頁。

(22) 同旨、東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁。

(23) 同旨、千葉地判平成10年12月25日判時1726号142頁、交通民集31巻6号1981頁、東京地判平成11年5月19日交通民集32巻3号785頁。

(24) 同旨、東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁。

また、「将来にわたる逸失利益の算定においては、得べかりし収入の額、生活費の額、稼働可能期間等の諸要素のいずれをとってみても、その数額や期間を具体的に予測することは困難であるところから、一般的、抽象的な蓋然性に依拠してその数額や期間を措定し、これにより算定することをもって満足するほかないのであって、中間利息の控除においても、同様に、一般的、抽象的な蓋然性によらざるを得ない」(前掲東京高判平成12年9月13日)、「中間利息の控除割合を何%とするかは、単に金利のみの問題ではなく、損害賠償算定の際に前提とする各種の数値(貸金センサス、稼働可能年齢、生活費控除率、民事法定利率等)との関係で考えなければならない問題である」(大阪地判平成13年1月25日自保ジャーナル1409号3頁)という。「逸失利益の算定における中間利息の控除割合については、永年にわたり、右のような基本的考えに基づき、その時々金利動向の高下にかかわらず、前記民法上の法定利率による方法が定着して用いられてきたことをも考慮する必要がある⁽²⁵⁾。」(前掲東京高判平成12年9月13日)。

「中間利息の控除率と遅延損害金の利率は、性質が違うものではあるが、被害者は、事故が発生した日から現実的に損害の賠償を受ける日まで、損害について民法所定の利率である年五パーセントの利回りによる運用をしたのと同様な経済的利益を実質的に取得することとの公平を考える必要がある⁽²⁶⁾。」(横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁)。あるいは、より端的に「民法四〇四条は、利息を生ずべき金銭債権について、別段の意思表示のない限り利率を一律に年五%とする旨定めており、また、遅延損害金に

(25) 同旨、東京高判平成12年11月8日自保ジャーナル1374号1頁、横浜地判平成12年5月11日交通民集33巻3号799頁、大阪地判平成12年9月14日自保ジャーナル1380号6頁。

(26) 同旨、東京地判平成11年5月19日交通民集32巻3号785頁、前橋地太田支判平成11年6月16日判時1712号147頁、交通民集33巻2号453頁、津地伊勢支判平成12年1月14日自保ジャーナル1374号4頁、東京地判平成12年2月28日交通民集33巻1号318頁、京都地判平成12年3月23日交通民集33巻2号576頁。

についても、同法四一九条により、年五%とされていることからすると、これと表裏の関係にある中間利息の控除についても、特段の事情がない限り、年五%の割合をもって算定するのが相当である」(神戸地判平成13年6月29日自保ジャーナル1412号3頁)。「中間利息を控除する場合に、一般にその利率を年五%としているのは、将来得べかりし収入が現在価格で一時に支払われる場合には様々な有利と思われる利殖、運用をすることができること、他方では支払う側の負担等を考慮し、民事法定利率を参酌したものである」(東京高判平成11年7月19日自保ジャーナル1380号1頁)とする。

さらに、「今なお大量に発生している交通事故による損害賠償事件の適正迅速な処理のための損害の定額化の要請、さらには裁判所の同種事案に対する判断の予測可能性などの諸事情も総合的に勘案すると、……いわゆる中間利息を年五分の複利計算で算出することが、不当であるということではできない。」(前掲名古屋高判平成12年6月21日)、「これまで交通事故損害賠償訴訟における逸失利益の算定に当たっては、ほとんどすべてのケースにおいて年五%の割合で中間利息が控除されており、交通事故当事者の公平性の観点からしても、本件において中間利息の控除割合を他の事件の場合と区別すべき理由はない。」(前掲大阪地判平成13年1月25日)、「交通事故被害者の逸失利益の算定における中間利息の控除割合については、従前の訴訟実務の大勢に従って、民事法定利率を採用することが、交通事故訴訟の統一的処理という見地からも相当」(前掲東京高判平成13年6月13日)とされた。

したがって、「逸失利益の算定における中間利息の控除についても、それを不合理、不公平であるとすべき顕著な事由が存しない限り、前記の民法において定める年五分の法定利率によってするのが相当⁽²⁷⁾」となる(前掲東京地判平成12年4月20日)。

以上より、下級審判決が中間利息の控除割合を法定利率年5パーセントと

(27) 同旨、東京高判平成12年9月13日金判1101号54頁。

する理由として、第1に、従来法定利率を採用してきた慣行の尊重、第2に、法定利率を採用しない場合新たに割引率を決定しなければならないが、現在の低金利の将来にわたる継続性に対する疑念、そもそも第3に、将来の割引率の予測困難性、を挙げている。

(2) 肯定例⁽²⁸⁾

これに対して、被害者側の主張を容れて、中間利息を実質金利により控除する判決は少数である。まず最初に、年4分の割合で中間利息を控除したのは、福岡地判平成8年2月13日判タ900号251頁である。この判決は、「本件事故当時〔筆者注：平成五年一月三日〕の公定歩合が一・七五パーセントであること及び本件弁論終結時（平成七年一月一九日）当時の公定歩合一パーセントであることは公知の事実であるから、従前のように年五分の割合でもって中間利息を控除することは、中間利息控除の趣旨からして現在では不相当であるといわざるをえず、結局、被害者の損害の公平な分担の観点から年四分の割合でもって控除するのが相当」と判示した。

これ以降の東京高判平成12年3月22日判時1712号142頁、交通民集33巻2号445頁は、「控除すべき中間利息の利率としては、近時我が国では極めて低金利の状況が続いており、現在預金の利率は一パーセントを下回っている」こと、「我が国は高度成長期を経て成熟した社会になっており、今後過去のような経済成長は見込めないから、少なくとも近い将来において預金金利が五パーセントに達するとの予測は立てにく」いから、「年五パーセン

(28) たとえば、福岡地判平成8年2月13日判タ900号251頁、東京高判平成12年3月22日判時1712号142頁、交通民集33巻2号445頁、長野地諏訪支判平成12年11月14日自保ジャーナル1380号8頁、津地熊野支判平成12年12月26日自保ジャーナル1380号5頁、長野地諏訪支判平成13年7月3日自保ジャーナル1412号1頁、津地四日市支判平成13年9月4日自保ジャーナル1412号1頁。最近では、最判平成17年6月14日の第1審札幌地判平成15年11月26日民集59巻5号1032頁及び原審札幌高判平成16年7月13日民集59巻5号1054頁。

トの割合による複利の利回りでの運用利益を上げるのは困難である」こと(以上の事実は公知である。)を考慮し、本件においては、中間利息の利率は、極めて長期にわたる運用利益の見込みに基づいて決められなければならない、浮動的であることは否定できないが、少なくとも「運用利益の見込みは年四パーセントを上回らない」と判断した。なお、「遅延損害金を付するのと中間利息を控除することとは全く性質が異なるのであるから、遅延損害金の利率が年五パーセントであるからといって、中間利息の利率もこれに合わせなければならないものではない。」と論じた。

また、東京・大阪・名古屋の3地裁民事交通事故専門部がされた「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言⁽²⁹⁾」以降のものとしては、長野地諏訪支判平成12年11月14日自保ジャーナル1380号8頁がある。同判決は、「中間利息の控除は、将来受け取るべき金員を現在受け取ることによって、その受領した金員に将来の当該時点までの利息が生ずることにより、支払者に比較して受領者に有利になるという不公平を解消するためである。」他方、「民法で規定されている法定利率は、金銭債務の不履行という面から定められているものであり、したがって法定利率をもって中間利息を控除する際の割合とすることには、格別合理的な根拠はない」とした。そして、「現在の公定歩合は平成七年九月以来年0・五%で推移していること、銀行の期間一0年もの大口定期預金の利息でも年一%以下であることは公知の事実であるから、これに中間利息を控除する右趣旨を併せ考えると、年三分の割合をもって相当」と判断した。

津地熊野支判平成12年12月26日自保ジャーナル1380号5頁は、62歳の有職主婦の事案で、「わが国の公定歩合は、平成三年末には四・五%であったものが、平成四年末には三・二五%、平成五年末に一・七五%となり、平成七年末には0・五0%となって、以後維持されていること、市中銀行の

(29) 前掲・注1・井上繁規・中路義彦・北澤章功「交通事故による逸失利益の算定方式についての共同提言」判時1692号162頁以下(2000年)。

市場金利も低下し、長期一〇年もの一〇〇〇万円以上の大口定期預金の利率でさえ、平成十一年一月時点で、F銀行、G銀行が各一・一五%、H銀行が一・〇〇%であること、平成十二年二月一日付け新聞による新発一〇年国債の利回りは一・八五%である」と認めた。そして、「右低金利の状況はいわゆるバブル経済の崩壊後、継続しており、少なくとも近い将来、預金金利が年五%に達するとの予測を立てるのは困難であることは公知の事実であり、「亡Aの就労可能年数は一二年であるから、この間の中間利息の利率は年二%として控除するのが相当」と判断した。但し、就労可能年数経過後、平均余命に至るまでの一二年間については、「公定歩合、預金金利等の金利の動向を予測することは極めて困難であるから、この間の中間利息の利率は、民法所定の年五%によるのが相当」とし、折衷的な解決を行った。

長野地諏訪支判平成13年7月3日自保ジャーナル1412号1頁は、62歳有職男子の事案で、前掲津地熊野支判平成12年12月26日同様、金銭債務の不履行があったときにそのペナルティー的要素として定められた法定利率と、将来における損害額を現時点に換算するための中間利息の控除とは全く趣旨を異にするから、この法定利率でもって中間利息の控除割合として使用することには、格別合理的な根拠はないと判示した。そして、法定利率はその当時の金利等と深い関係があったところ、市中金利の大きな指標となっている公定歩合の推移をみると、「民法が制定された当時の公定歩合は、五%を超えていたところ、その後昭和二二年ころまでは三ないし四%代で推移してきた以外は、昭和六〇年までは五%以上であった。しかし、昭和六一年以降は平成二年の六%を除き、五%を下回るような状況で、平成七年九月以降は0・五%以下が続いている。」と論じた。したがって、「こうした公定歩合の推移、中間利息の控除の趣旨並びに被害者と加害者との公平な負担という損害賠償の趣旨をも併せ考えると、現在においては、中間利息を控除する割合は年三%をもってするのが相当」と判断した。

また、津地四日市支判平成13年9月4日自保ジャーナル1412号1頁は、

59歳主婦の事案で、「原告主張のように、近年わが国において極めて低金利の状態が続いており、今後このような低金利状態に近い将来変化することが予想されるものではないことは、公知の事実である。」として、「そもそも中間利息を控除する趣旨（公平の原則）に照らすと、中間利息を二%として計算することは相当」と判示した。

前掲最判平成17年6月14日の第1審札幌地判平成15年11月26日民集59巻5号1032頁は、9歳男児の事案で、以下の理由により、中間利息の控除率は裁判時の実質金利とすべきであるとしたうえで、原告が主張する年3パーセントの控除率は、将来の実質金利の変動を考慮しても十分に控えめなものであり、逸失利益の算定における中間利息の控除率として妥当であることを認めた。まず、「中間利息の控除は、本来であれば将来にしか得られないであろう金員を現在得たとすれば、それをいくらに換算するのが公平であるかという問題」であり、「民法上の法定利息の利率が年5分であることとは直接には関係のない問題である。」加害者側からの遅延損害金は単利だから、被害者は「中間利息控除をせずに定期金賠償を求めた場合よりも低い額の賠償金しか得られないことになる。」加害者側も、「本来なら被害者側としても将来にしか得られないはずの金員を不法行為時の一時金として一括して支払わなければならないという負担を強いられることになる。」「市中金利が極めて低いとか、実質金利がマイナスであるといった事情が認められる場合には、年5パーセントの割合のライブニッツ方式による中間利息控除が過大な中間利息控除になってしまうことが容易に推認される」。近時超低金利の状態が継続していることは公知の事実といっても差し支えない。金利が低い状況が今後も数十年にわたり継続するとか、将来は経済状況が相当によくなるといった予測は困難であるから、蓋然性の高さからすれば、特段の事情がない限り、現在の状況をもとに認定するのが最も妥当である。したがって、「一時金を取得することは、金利による利殖以外の有利さを被害者側にもたらすとしても、中間利息控除を年3パーセントのライブニッツ方式にして計

算することは相当」と判示した。

なお、逸失利益の賠償について定期金賠償の方式によるのが正確性に優れているのに、これを選択せず一時金による賠償を求める以上は、年5パーセントも仕方ないという反論に対しては、「将来賠償義務者である加害者が死亡し相続放棄された場合や破産による免責を受けた場合、将来分の賠償金の回収ができなくなる危険を被害者側が負うことも考えられるから、定期金賠償の方法を選択しないことをもって、年5パーセントのライブニッツ方式で中間利息控除されることを甘受すべきであるということとはできない」と再反論した。

同様に、前掲最判平成17年6月14日の原審札幌高判平成16年7月13日民集59巻5号1054頁も、「交通事故による逸失利益を現在価格に換算するうえで中間利息を控除することが許されるのは、将来にわたる分割払いと比べて不足を生じないだけの経済的利益が一般に肯定されるからに他ならないのであるから、基礎収入を被害者の死亡または症状固定の時点でのそれに固定した上で逸失利益を現在価格に換算する場合には、中間利息の控除割合は裁判時の実質金利（名目金利と賃金上昇率または物価上昇率との差）とすべきである。」と論じた。そして、「民法404条は、利息を生ずべき債権の利率についての補充規定であり、実質金利とは異なる名目金利を定める規定であるので、これを実質金利の基準とすることの合理性を見出すことはできない。また、旧破産法（平成16年法律第75号による廃止前のもの）46条5号他の倒産法の規定や民事執行法88条2項の規定が弁済期未到来の債権を現在価額に換算するに際して民事法定利率による中間利息の控除を認めていることについては、いずれも利息の定めがなく、かつ、弁済期の到来していない債権を対象としており、弁済期が到来し、かつ、不法行為時から遅延損害金が発生している逸失利益の賠償請求権とはその対象とする債権の性質を異にしているのであって、中間利息の控除割合についてこれらの規定を類推またはその趣旨を援用する前提を欠く」と批判した。

そこで、前掲札幌高判平成16年7月13日が中間利息控除率としての実質金利について具体的に判断すると、「我が国の昭和31年から平成14年までの47年間における定期預金(1年もの)の金利と賃金上昇率との差がプラスになった年は16年で、マイナスとなった年は31年であること、そのうちプラス2%を超えたのは3年(最大値はプラス2.3%)であり、マイナス5%を下回った年は16年(最小値はマイナス21.4%)であり、全期間の平均値はマイナス3.32%であり、平成8年から平成14年までの平均値は0.25%であることによれば、Aの将来の逸失利益を現在価額に換算するための中間利息の控除割合としての実質金利は、多くとも3%を越えることはなく、中間利息の控除割合を年3%とすることが将来における実質金利の変動を考慮しても十分に控えめなものというべきである。」

なお、「年少者については、将来に対する予測困難な事情があるとしても、そのことをもって、実質金利としての実態を有しない年5パーセントを中間利息控除率として用いる根拠とすることは相当でない。」と指摘した。

(未完)